

# 大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪ごみを考える会  
<http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/>  
【連絡先】吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方  
TEL/FAX (06) 6338-3908  
【郵便口座】00960-9-251431

2014年度 NO. 5 2015. 1. 31

## 目 次

### 1. 理事長の今年の抱負

保冷剤のリサイクルとパソコンのリサイクル。その両方を身障者の仕事にするべく、今年も奔走します。朗報があればご紹介ください。

### 2. 犬鳴豚当選発表

今月号の当選された方を発表します。まだまだ寒い日が続きます。エコな飼料で育った犬鳴豚を食べて元気を出しましょう。今月号も犬鳴豚が当たるキャンペーンを実施しますので、ふるってご応募ください。

### 3. 大阪府中央卸売市場に行ってみて

2012年度から指定管理者が管理しているが、以前訪れた時と比べて格段にきれいになっている。ごみ処理業者に分別の徹底をさせ、不法投棄の対策として監視カメラを設置し、効果を上げている。

### 4. 守口市の焼却工場の現状と将来計画

守口市には焼却炉が1基しかなく、オーバーホール期間は大阪市焼却工場焼却してもらっている。近隣市や民間施設なども視野に入れた広域処理の可能性が考えられるが、将来、守口市がどのような計画を立てたらよいか、方策を探る。

### 5. 前払いでなかったパソコンリサイクル

パソコンリサイクルについて、2012年度NO. 6(2013年3月)～2013年度NO. 5(2014年1月)まで会報に掲載したものをまとめ、月刊廃棄物(平成27年2月1日号)に投稿したもの。

## 年頭の挨拶

遅ればせながら明けましておめでとうございます。

リデュース・リユース・リサイクルの3Rやこのうちの前の2つの2Rの大切さを訴える理念的主張重視の活動でなく、当会会員のごみやリサイクルの仕事に携わる事業者やリサイクル物を利用する事業者の活動を支援する実践的活動を重視してきた当会は、高齢化しましたが元気に今年も活動できそうです。

今年最も力を入れたいのは大阪市中心卸売市場から出る保冷剤の再利用が身障者の事業になるか否かを見極めることです。簡単な破袋機と保冷剤の充填機を造ってもらえるところを探しています。会員の方もよい知恵があれば是非お教えてください。

次はパソコンの収集モデルをどこかで作り試行することです。今月号で載せていますがパソコンリサイクル法の問題点を改善する取り組みの手がかりが少し見えてきました。家庭に退蔵されているパソコンは本当にたくさんあるようで、会員の方もきっと1～数台程度お持ちだと思います。これをボランティア的に集めながら、会員のケーエヌアイ社に搬入して採算ベースに乗るための回収費用とリサイクル費用の試算を試みたいと思っています。

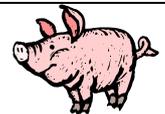
売価の安いリサイクル事業を担える者は、高齢者、障害者、ボランティア活動者の3者しか現実にはいないので、これら3者と社会貢献事業に関心のある大阪ガスなどの企業とどのような連携の仕組みを創っていけるのかが克服したい課題になるのだと改めて気づきました。

会員の皆様、今年もご協力お願いします！

理事長 森住 明弘

### 犬鳴豚当選者発表！！

今回の犬鳴豚の当選者は2名です。奥上 陽一さん、松坂 豊彦さんです。  
おめでとうございます。



今月号も募集しますので、会報の感想やご自分の活動などをお寄せください。はがきかEメールでお願いします。締切は3月20日です。

住所、名前、電話番号、ご感想や新企画などを書いて事務局までお送り下さい。

大阪ごみを考える会事務局：〒564-0063 吹田市江坂町4-23-7-309 水川方

E-mail：[info@osaka-gomi.sakura.ne.jp](mailto:info@osaka-gomi.sakura.ne.jp)

奥上さんは交野市にある紙好き交流センター「麦の会」の代表です。

<http://www.8sico.com/item/index.html> 紙漉きを通じて障がい者の支援を行っています。「会報でパソコンや保冷剤のリサイクルに記事が載っていて興味を持っています。『大阪ごみを考える会』を知ったのは若かりし頃でしたが、思い出すと懐かしいです。昔の仲間に会いたいし、皆さんと楽しく交流できればと考えています。見学にも来てください。歓迎します。」

松坂さんも古くからの会員です。

「私は和泉市にいる娘夫婦に犬鳴豚が美味しいと聞き昨年秋わざわざ買いに行った事がありました。」

# 大阪府中央卸売市場に行ってみて

## はじめに

大阪府中央卸売市場（茨木市宮島一丁目）は、1978年（昭和53年）開設以来、どうごみを堆肥化するか、減量するかが問われている。市民団体としては、生ごみ高速資源化システム（減容施設）を中心として追究してきた経過があった。それは、生ごみ（野菜、果物、魚あら）を1/10に減溶化できるが、2次発酵させていないため堆肥にならなかったからだ。長年の市民団体の運動の成果として、2006年（平成18年）になって、ようやく堆肥化を模索し始め、2008年9月にそれが実現した。

それ以降は、一般入札で業者選定が行われていった。問題の多かった2001年始動の減容施設は、2010年度（平成22年度）まで運転され、廃止された。

2011年度（平成23年度）からは、以下のようになる。

野菜ごみ等・・・食品リサイクル法の登録再生利用事業者に委託

魚あら・・・小島養殖魚業生産組合（岸和田フィッシュミール）が引取り

一般ごみ・・・不法投棄に対する監視を強化

2012年度（平成24年度）からは、場内は指定管理者による管理となる。

## 場内を見て回って

青果物のエリアにあるごみ集積場から随時案内をしてもらって驚いたのは、各集積場共、一般ごみ、青果、ダンボール等がきちんと分別されていたことだ。これは、場内のごみ処理を請け負っている業者が係員を配置し、卸売市場の方針に基づき、業者指導等を行っているのである。



青果物エリアのごみ集積場



監視カメラのモニター

夜間や早朝における不法投棄が大きな課題であったが、各集積場に監視カメラが設置されていて、常時、警備員室で監視出来るようになっている。しかも、モニターの画面は、30～40日保存機能があるために、不法投棄対策に効果をあげている。

場内を忙しく運搬する業務用車両は、全て電気自動車になっていた。水産物のごみ集積場には、監視カメラが複数設置されていた。



不法投棄している現場写真

魚あらは、きちんと集められ、いつでも回収可能な状態であった。

水産物で良く出る発泡スチロールは、機械で溶かされて板状にしたうえで、売却されている。パレットやビニール紐なども集められ、リサイクルされたり、処理されていた。



魚あら



板状になった発泡スチロール

### 指定管理者との話合い

私達から、以前来た時と違い、分別や不法投棄対策に一生懸命されて効果を挙げられていることにびっくりした、ときりだすと、「本来の処理処分を徹底し、きれいな市場を目指している」

「場内清掃や警備会社で、悪ければ、1年で契約解除する」との答えが返ってきた。

入札はどうしているか、と尋ねると、「うちは民間会社なので、入札ではなく、見積合わせで随意契約をしている」との返答であった。

課題は何かと尋ねると、「市場に出入りする卸売、仲卸、売買参加者（買出人）に分別をどう徹底させていくか。茨木市からの指導で、出来る限り減量に努めているが、取扱高（出荷量）の関係で増量する時がある」との返答があった。これに対して、私達からは、出入りの業者さんに対する分別の精度チェックをすることで指導につながっていく。ごみ減量の立て方を工夫し、ガラス張りにする、新しい仕事をどこに委託するか等を考える。契約内容も見直し、分別、透明化、住民説明などを考えていくことが大事だ、と意見を述べた。

場内のごみ等の資料をいただいた。さらに、「市場外の視点で、今後共、ご指導、ご鞭撻をお願いしたい」と前向きな意見があり、私達からは今後も関心を持って関わっていく、と応え、場内清掃及びごみ全般を請け負っているT社との契約書を情報公開要求し、終了となった。

### ごみがどう減ったか

一般ごみ＝焼却ごみについて、2009年度（平成21年度）と2013年度（平成25年度）を比較し、どうごみが減ったかをみてみると、格段に減っていることが分かる。

#### 2009年度

8, 557. 64 t

この中には、木製パレット  
破砕され、減容施設に入れ  
られていた。

#### 2013年度

5, 967. 91 t

減容施設が廃止され、  
純然たる一般ごみだ  
けが焼却処分されている。

(山下 宗一記)

## 守口市の焼却工場の現状と将来計画

守口市の焼却工場は1988年（昭和63年）完成した142t/日炉一基があるだけで、他市のように2基ないので、年一回のオーバーホール期間中は大阪市の焼却工場で焼却してもらっています。30年近く経つし、変則操業なので、将来の改築計画はどうなっているのかを知りたくなり施設を訪ねて来ました。その結果を報告します。

### 1. 次期焼却施設はどうなるの？

現施設に隣接して、民間の産廃処理業者が運転する焼却炉があります。また約1km離れたところには門真市の焼却工場があるし、1km弱の所には大阪市の鶴見工場があるなど、施設が集中する地区になっています。守口市の施設の敷地は大変狭いので、この中にもう一基建てるのは難しいと思います。そこでどのような建て替え計画になっているのか尋ねると、現在はまだ具体的な計画はなく、平成24年に策定された基本計画に「既存焼却施設の延命化」という方針と「周辺自治体との連携による広域的、効率的な施設整備も並行して検討します。」と書いているだけとのことでした。即ち単独で行うのか連携するのはまだ未定ということだと思います。

「広域的」と書くことで守口市単独で整備するのではなく、「周辺」の大阪市、門真市と「連携」することは念頭にあるが、これ以上具体的なことは書く段階でないということになります。また隣接している民間施設との「連携」は考えていないことにもなります。

より具体的に書けないのは施設建設問題では、周辺住民の理解を得るのは非常に困難だからです。公害の被害を受ける恐れはなくなったことは頭では理解しているのですが、心がついていかないため、産廃の受け入れはイヤ！、他市のごみの受け入れはイヤ！という嫌悪感が抜けきれないからです。当会はこの“言うは易し・問題”を少しでも解決出来るソフトな手法を探すことを基本テーマにして活動しているので、守口市が構想している「広域連携」を成功させるため、どんな策があるのか？をこれを機会に考えはじめたいと思います。

#### （1）門真市との連携策

守口市の工場は中央環状線の少し西側に入った守口市寺方錦通4丁目にあります。門真市のそれは中央環状線の少し東側に入った門真市深田町にあり、両工場は約1km離れています。施設規模は144t炉（昭和61年建設）と156t炉（平成5年建設）の2基ありますが、ごみが減っているので計算上では1基で対応できる量を燃やしています。

守口市の日平均焼却量は約110t程度ですから、計算上は全量門真市の施設で対応可能ということになります。

#### （2）大阪市との連携策

守口市の施設の約600m南のやはり中央環状線西側に大阪市の鶴見工場があります。大阪市の場合ここだけでなく、市内の全施設で対応するので、その計算上の稼働率を調べると全公称施設規模6100tの6割程度ですから、守口市の全量は計算上受け入れ可能ということになります。

#### （3）民間施設との連携策

守口市の施設に隣接して民間の産廃焼却施設（120t炉×2基）があります。ただこの施設は大阪府域にあること及び大阪市は許可を出していないという事情があるため守口市の連携先には極めてな

りにくいと思います。

#### (4) 課題は住民の理解

周辺1kmの範囲で計算上は受け入れ可能な3施設があり、法的にはいずれも可能性があるから検討の余地は充分ありますが、門真市と大阪市の施設との連携は、両市の周辺住民の理解を得られるか否かが結局決め手になります。しかしこれが最初に述べた通り“言うは易し・・・”問題なので、解決の手がかりを探すのが当会の重要課題になるのです。

また民間との連携については、24時間連続運転できるだけのごみがない中小都市や、埋め立て地を持っていない市などと民間業者の間で進んでおり、京都府の木津川市や奈良県の斑鳩町などでは三重県伊賀市にある民間施設へ可燃ごみを委託しています。ここは民間業者と周辺住民との連携が巧く取れているので伊賀市も受け入れを認めています。従って守口市の場合にもこの場合でも周辺の大阪市及び門真市及び守口市住民に理解してもらえるか否かが重要課題と言うことになります。

## 2. 守口市の施設で工夫していること

### (1) 維持管理業務を競争入札で

このような大きな問題の解決を目指して小さな当会ができることを探していますが、現在見つかっているのが契約問題へのアプローチです。ごみに関する様々な業務も行政経費削減目的で民間委託化が進んでいますが、これまでの市民活動は公害問題の解決を目指してきたので、これら民間委託問題に取り組める視点と手法を持つ団体は殆どありません。それではやりがいのある活動はできないので当会では当初から民間委託ダメ論でなく、望ましい民間委託にしてもらえる活動を探してきました。

それで今回の守口市の周辺市の施設との連携問題に取り組む際にも、手がかりを守口市が民間委託している業務と、その契約内容を知るところに求めることにしたのです。

守口市の焼却施設の維持管理業務は、4班体制で現在直営と民間委託が半々の2班ずつですが、丁度この1月に民間委託者の契約更改を条件付き一般競争入札で行い、来年度からは全面委託になるとのことです。他市ではまだまだ1年契約の随意契約が多い中では守口市は一步前進しています。

### (2) 補修計画を綿密に

たいてい施設の補修事業は1年一回数ヶ月間かけて行われるので、その間のごみは他施設にお願いする必要があります。守口市では大阪市にお願いしており、近くの鶴見工場でなく、舞洲工場へ搬入しているそうです。でもその期間は年4回のうち最大で3週間程度、残りは1週間程度ですむように計画をたてているとお聞きし感心しました。他施設ではごみの少ない2月頃実施する場合が多いのですが、一方で受注できる業者は少ないため、費用がかさんだり、必要十分な人員が揃いがたいなどの問題が派生してしまうので、守口市のやり方は賢明だと思いました。



舞洲工場

(森住 明弘記)

# 前払い制でなかった パソコンリサイクル法



水川晶子



森住明弘

NPO 法人大阪ごみを考える会

## 国は現在も 「前払い制」と言っている

筆者は、使用済みパソコンは資源有効利用促進法（以下、パソコンリサイクル法）により「前払い制」になり、市町村の回収義務は無くなったと思っていた。ところが、「小型家電リサイクル法」の対象品目にパソコンが入っていることに疑問を持ち、詳しく調べてみると以下の3つの事項からメーカーの「自主的サービス制」であることがわかった。このような誤解が広がったのは国が「前払い制」と過去も現在も言っているからである。

料で使用済みパソコンを引き取る」と書かれており、2003年9月27日の同紙にも同じ趣旨のことが書かれていた。

経済産業省発行（2003年）の家庭向けパンフ「パソコンメーカー等による家庭系パソコンの回収リサイクル」には、『平成15年10月以降に販売されている家庭向けパソコンは、回収・リサイクル費用は販売価格に含め、排出時には消費者が新たな料金を負担することなく、メーカー等が使用済みパソコンを引き取ります。』と書かれている。このパンフは現在も同省のHPで閲覧することができる。

「29回産業構造審議会・リサイクル小委員会（2014年4月10日）」の参考資料に「リサイクル費用については、制度創設当時には、審議会

報告書において、原則として、リサイクル費用を予め製品価格に含めて確保することが望ましいとされた。」と明記されている。

## 自主的サービス制の根拠

① 藤田実花氏による「小型家電リサイクル法の経緯と課題（国立国会図書館発行、調査と情報No.780号・B）」では、法律は「促進型（パソコンリサイクル法・小型家電リサイクル法）」と「義務型（家電リサイクル法）」に分けられ、前者では後者と違い関係者に義務はなく協力するだけでよいとされる。

② 前者の「促進型」では、必要措置は全てメーカーの自主的判断に任されるが、「義務型」では、関係者は流れを「適正」かつ「円滑」

にする義務を負い、リサイクル費用の管理も明確に定められている。そこでメーカーは法制定前のパソコンは有料だが、制定後のそれは無料という措置を講じたのである。

③ 自動車リサイクル法も義務型に分類されるが、パソコンリサイクル法も義務型に改正すべきである。

## 現行法の3問題点

パソコンリサイクル法により回収義務が無くなったと誤解した市町村、中央環境審議会・廃棄物リサイクル部会・小委員会（2011年7月25日）の資料6に、95%の市町村はパソコンの収集を止めたが、札幌市、仙台市と東京都足立区が独自に有料回収、石狩市では無料回収（回収ボックスに入るもの）しているとの報告がある。

排出者責任が曖昧に  
パソコンリサイクル法という「事業系パソコン」とは法人（企業、リース会社、官公庁、自治体、学校、病院）から排出されるパソコンのこと、家庭系とは基本仕様が違うものをいう。しかし、事業者であってもPCマーク付の家庭系パソコンを購

入し、廃棄する際は無料になる場合がある。一方、消費者が中古の事業系パソコンを排出する場合にはPCマークがないため、有料になる（省令第1号第1条2項）という矛盾が派生している。廃棄物処理法でいう「事業系」、「家庭系」概念と異なることになるのだ。

### 回収率は1〜3割台

上記の資料6によると家庭系、事業系共に約6割が有価物として流通（リユース）され、約4割が廃棄されている。廃棄分のうちパソコン3R推進協会に戻ってくるパソコンは事業系で1割台、家庭系で3割台と非常に低い。また、家庭系の廃棄分は不用品回収業者へ1割強が流れ、このほとんどが輸出され、事業系では、有価物として回収された物も、産業廃棄物処理業者が回収した物も大方が輸出されているという深刻な現状があり、リサイクルの流れは極めて不透明であるといえる。

### まとめと提言

(1) 国は審議会報告を尊重せず、パソコンリサイクル法を前払い制でなくメーカーの自主的サービス制と

したにもかかわらず、国民にはいまだに前払い制と言っている。  
 (2) パソコンリサイクル法は促進型の法律でなく、自動車リサイクル法のように義務型に改正し、リサイクルに関与した者に必要費用が渡るようにすべきである。

(3) 多くの市町村ではこれまでに、家庭系廃パソコンを埋め立てに頼っており、処分場延命の意味でも適正にパソコンリサイクルが行われるべきであるが、現行のシステムは矛盾を抱えたままなので、廃棄物処理法に則って改正すべきである。

(4) 義務型の法律では、関係者はリサイクルの流れを「適正」に「円滑」にする具体的措置を課せられるから、モノとお金の流れを透明化しやすくなり、国民の信頼を得やすくなり回収率は上がる。

(5) 審議会が報告を尊重されなかった原因を追求し、報告通りの法に改正するよう尽力するべきである。

(6) 環境省はリサイクル可能なものを適正に扱える業者を「指定業者」にするよう勧めている。また厚生労働省は「障害者の就労支援対策」を強化している。障がい者団

体と企業のリサイクル事業を結ぶため、市民団体はぜひ法制度を学び、自治体と協働し、活用してほしい。  
**W**

図1 家庭系使用済パソコンの静脈フロー（2009年度）

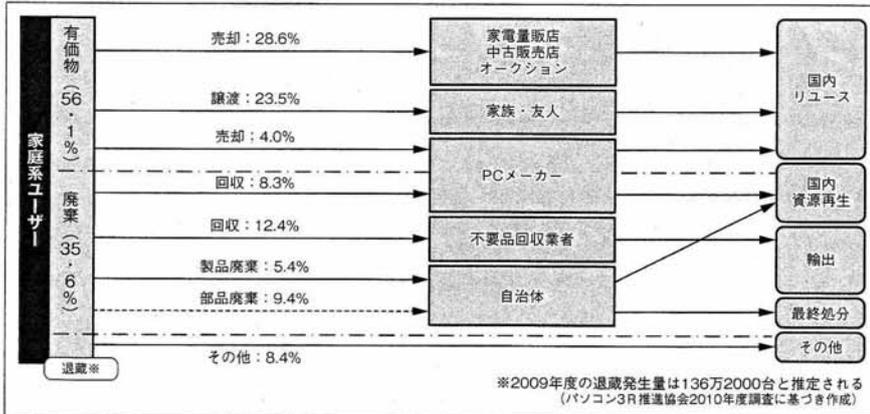
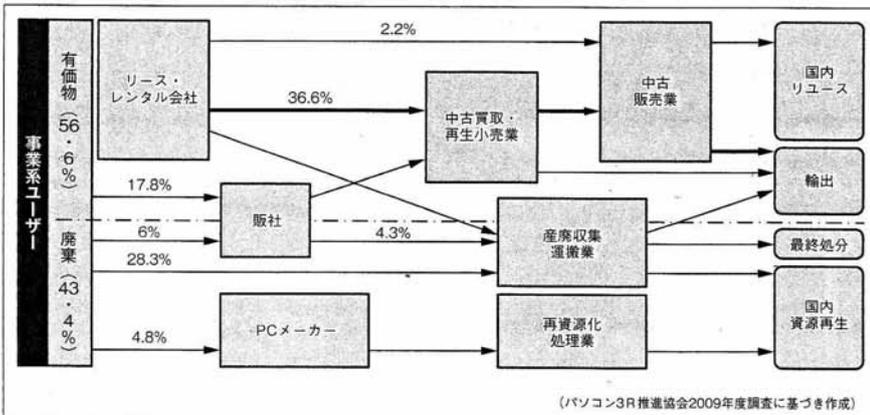


図2 事業系使用済パソコンの静脈フロー（2008年度）



それぞれの個別リサイクルと市町村の役割と取り組みの視点

### 特集